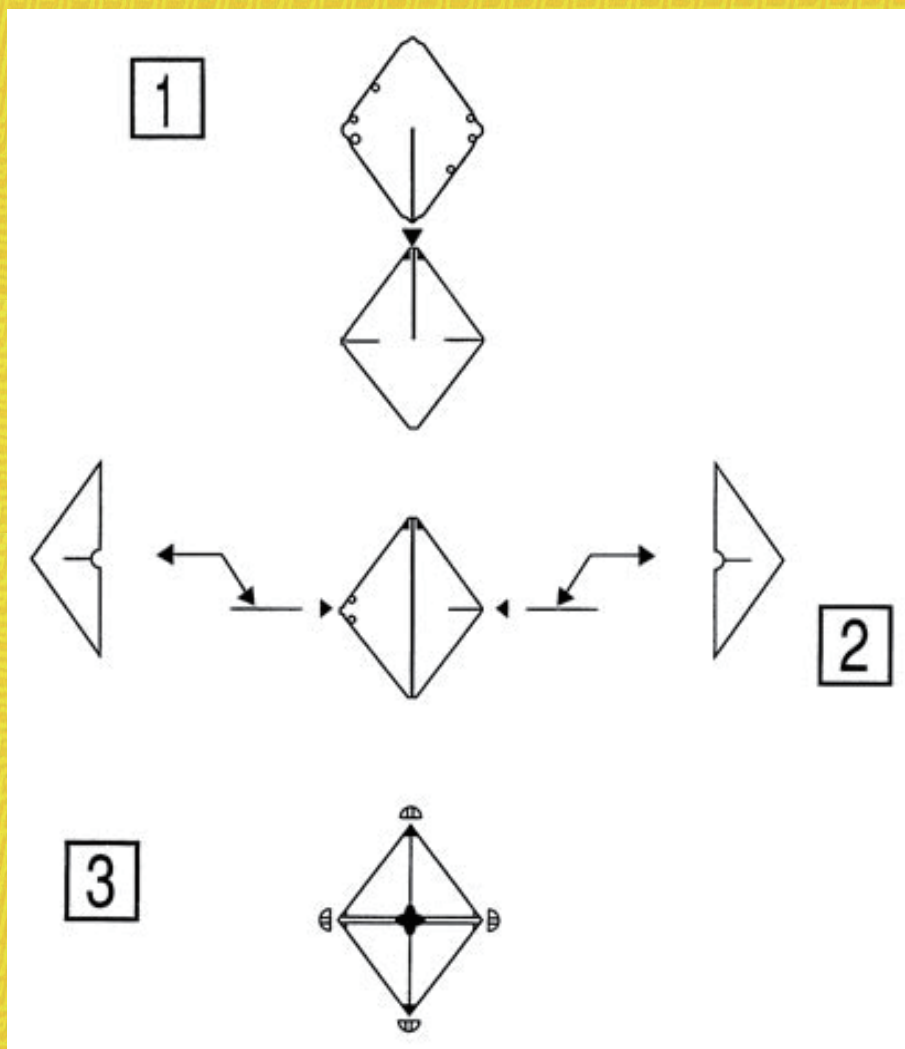




レーダーリフレクターの法改正について

レーダーリフレクターの基準が改正されました。新しい基準ではレーダー断面積が 0.3 m^2 以上から『水平方向 360° のうち 240° 以上にわたって、レーダー断面積が 2.5 m^2 以上であること。レーダー断面積が 2.5 m^2 未満となる方向が 10° 以上連続しないこと』と平成 20 年 7 月 1 日に改正されました。但し、実際の施行は平成 22 年 10 月 1 日以降に建造又は建造に着手された船舶に対して適応となります。

そして『平成 22 年 10 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶の航海用レーダー反射器については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる』とあります。従って平成 22 年 10 月 1 日以前に既に検査を受けている船舶で、中間検査、定期検査の時にレーダーリフレクターを紛失、又は破損した船舶については新基準の物でなくてもこのレーダーリフレクターを搭載すれば検査に合格する事ができます。